

7 生衛第 1095 号
7 医安第 1130 号
令和 8 年 1 月 19 日

公益社団法人愛知県栄養士会会長 様

愛知県保健医療局長

「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」の一部改正について（通知）

いわゆる「健康食品」又は健康食品と称する無承認無許可医薬品（以下「いわゆる「健康食品」等」という。）による健康被害防止のための対応については、令和 6 年 9 月 2 日付け 6 生衛第 695 号及び 6 医安第 718 号保健医療局長通知「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」に基づき実施してきたところです。

この度、令和 8 年 1 月 5 日付け健生食監発 0105 第 2 号及び医薬監麻発 0105 第 1 号で厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長及び同省医薬局監視指導・麻薬対策課長から別添のとおり「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」の一部改正について通知がありましたので、御承知の上、引き続き御協力いただけるよう貴会員にお知らせください。

担当 生活衛生部生活衛生課
食品衛生・監視グループ
電話 052-954-6249
メール eisei@pref.aichi.lg.jp

担当 生活衛生部医薬安全課
監視グループ
電話 052-954-6344
メール iyaku@pref.aichi.lg.jp